

吹田市から転出される方へ

吹田市在住中は、本市政にご協力いただき、ありがとうございました。

新住所に住み始めた日から14日以内に
新住所地の市区町村役所(場)で転入届をしてください。

※正当な理由なく届出が遅れると、過料に処せられることがあります。

転入届には次のものをご持参ください。

- 転出証明書（個人番号カード又は住民基本台帳カード（以下、住基カード）を利用した「特例転入」の方は不要。） ※「特例転入」の方は必ず裏面も読んでください。
- (マイナンバー)通知カード又は個人番号カード（異動者全員分）
- 住基カード（異動者全員分。お持ちの方のみ）
- 印鑑
- 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- 特別永住者証明書・在留カード（外国人登録証）（異動者全員分。お持ちの方のみ。）
- 委任状（同一世帯以外の代理人が届出する時のみ。委任事項は「転入届」と「通知カード（又は個人番号カード又は住基カード）記載事項変更」としてください。）

※転入届にともなう関連手続きのために、下記のものが必要な場合があります。

- 介護保険受給資格証明書（要介護認定されている方） ○ 国民年金手帳（国民年金の方のみ）
- 転入先世帯の国民健康保険証（転入先の世帯の国保に加入するとき）
- 所得証明書（老人医療・こども医療・児童手当の手続き等で必要になる場合があります。）

※転入にともなう関連手続きについては、事前に転入先の市区町村役所(場)へお問い合わせください。

- ◆ 吹田市の住民登録は、転出証明書の「転出年月日」の前日までとして取り扱います。
- ◆ 吹田市の印鑑登録証明書と住民票は、転出証明書の「転出年月日」の前日まで発行します。
※「転出年月日」の前日までに（閉庁日を除く）吹田市の印鑑登録証明書又は住民票が必要になったときには、転出証明書（特例転入の方は除く）と印鑑登録証（印鑑登録証明書発行時のみ）をご持参の上、申請をしてください。
- ◆ 転出年月日が予定日（転出届出日よりも転出年月日が先日付の場合）の場合に限り、転出予定日や転出先の住所が変更になった場合でも転出証明書はそのまま使用できます。
- ◆ 転出を取消す場合は、転出証明書（特例転入は除く）と本人確認書類、印鑑をご持参のうえ、取消届をしてください。
- ◆ 転出の手続きが終られて引越しをされるときは、必ず水道の使用中止の手続きをしてください。
水道部料金課（TEL 06-6384-1255 FAX 06-6384-1534）

※ ご質問があれば、下記までお問い合わせください。平日 月曜～金曜 9：00～17：30

吹田市役所 市民課 06-6384-1235（直通）

〃 〃 06-6384-1231（代表）内線 2274～2276

千里出張所 06-6871-0227

山田出張所 06-6877-0813

千里丘出張所 06-6877-0330

個人番号カード又は住基カードを利用した「特例転入」の注意事項

- ◆特例転入の受付は午後5時までとなります。新住所地での転入届は時間に余裕をもって届出してください。
- ◆新住所に住み始めた日から14日以内に届出されなかった場合、カードの継続利用はできません。
- ◆転出予定日から30日を経過すると、特例転入をすることができません。
転出予定日から30日を経過した場合は、吹田市から発行される「転出証明書」が必要となります。
郵送でお送りしますので、吹田市役所又は各出張所に電話連絡の上、返信用封筒をお送りください。
- ◆（署名用）電子証明書は、「転出年月日」をもって失効します。引き続き利用される場合は、転入先の市区町村役所(場)で新規申請が必要です。
住基カードの電子証明書は新規申請できませんので、電子証明書をご利用される場合は、個人番号カードが必要です。詳しくは、転入先の市区町村役所(場)でご確認ください。